

第 18 回 香川県子ども・子育て支援会議 次第

日時：令和 3 年 10 月 14 日（木）10 時～11 時

場所：香川県社会福祉総合センター 大会議室

1 開 会

2 香川県健康福祉部子ども政策推進局長挨拶

3 新委員紹介

4 議 事

- （１）第 2 期香川県健やか子ども支援計画（令和 2 年度～令和 6 年度）施策の実施状況等について
- （２）香川県における就学前の教育・保育等の現状について

5 その他

6 閉 会

【配付資料】

資料 1 香川県子ども・子育て支援会議条例

資料 2 香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

資料 3 第 2 期香川県健やか子ども支援計画（令和 2 年度～令和 6 年度）施策の実施状況等

資料 4 香川県における就学前の教育・保育等の現状について

資料 5 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について

香川県子ども・子育て支援会議条例

平成25年 7 月12日
条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

任期(R2.2.1～R4.1.31)

団 体 名	役 職	氏 名
香川県私立幼稚園PTA連合会	副会長	上野 由佳里
香川県労働者福祉協議会	理事	榎原 一吉
香川県児童福祉施設連合会	会長	折目 勝文
香川大学教育学部	教授	片岡 元子
香川県経営者協会	専務理事	窪田 伸一
香川県保育協議会	副会長	白井 利恵
香川県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会	顧問	紫和 恵理子
香川県国公立幼稚園・こども園長会	会長	滝 知代
香川県町村会	会長	谷川 俊博
香川県私立幼稚園連盟	理事長	坪井 久也
かがわ子育てひろば連絡協議会	代表	中橋 恵美子
丸亀市保育所保護者会連合会	会長	西岡 宏
香川県市長会	会長	平岡 政典
○ 香川県民生委員児童委員協議会連合会	会長	前田 昭文
香川県小学校長会	事務局長	真鍋 佳樹
◎ 香川大学教育学部	教授	毛利 猛
香川県市町教育委員会連絡協議会 教育長部会	運営委員	森 正司
香川県PTA連絡協議会	副会長	山本 千景
香川県私立認可保育園連盟	会長	吉村 晴美

◎会長 ○副会長

(五十音順 敬称略)

第 2 期香川県健やか子ども支援計画（令和 2 年度～令和 6 年度）
施策の実施状況等

（令和 2 年度）

次の算出方法により「A」、「B」、「C」、「D」、「ー」を記入

A 達成率が 20.0%以上 ⇒ 順調に推移している。

＜20.0%以上の考え方＞

令和 2 年度は、5 年間の計画期間のうち 1 年経過したため、1/5（20.0%）以上進捗していれば A とする。ただし、計画策定時及び目標年度の設定により、達成率を変更する。

B 達成率が 20.0%未満で 10.0%以上
⇒ 順調ではないが、計画策定時より一定程度進展している。

C 達成率が 10.0%未満で 0%超
⇒ 順調ではないが、計画策定時より少しは進展している。

D 達成率が 0%以下
⇒ 計画策定時から進展していない。

ー 実績値が出ない、統計の調査年等の関係で評価ができないもの。

（達成率の計算方法 「実績値（数値）」－「計画策定時（数値）」
────────────────── ×100
「目標数値」－「計画策定時（数値）」

第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	I 結婚・妊娠期からの支援
項目	1 結婚を希望する男女の応援 2 妊娠・出産の希望をかなえる支援 3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築 4 小児・母子医療体制の充実 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

I 令和2年度の実施状況

1 結婚を希望する男女の応援

- 結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点「かがわ縁結び支援センター」において、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、1対1の個別マッチングによるお見合い事業（縁結びマッチング）や登録企業・団体等（応援団体）が実施する婚活イベント（縁結びイベント）の支援を行った。
- 顧客に結婚支援等に関する情報提供を行う県内の美容師や保険外交員等を「縁結び・子育て美容-eki」「縁結び・子育てサポーター」として認定し、定期的なフォローアップを実施することで結婚支援及び子育て支援の窓口へのつなぎ役になってもらい、地域全体で結婚を希望する男女を応援する気運を醸成した。

2 妊娠・出産の希望をかなえる支援

- 不妊・不育症専門相談（163件）、女性の健康相談（45件）を実施し、相談に応じるなど、女性の健康保持・増進及び不妊の課題に対処した。
- 将来、子どもを産み育てることを望むがん等の患者に対し、生殖機能を温存する治療（妊孕力温存治療）に要する費用の一部の助成を行った。

3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

- 妊娠・出産について、気軽に相談できる体制の整備及び正しい知識の普及啓発を図るため、妊娠出産サポート（相談窓口）を開設し、相談（512件）に応じるとともに、県民向けの講演会・相談会を開催した。

4 小児・母子医療体制の充実

- 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、周産期医療従事者を対象とした研修会を開催（1回）するなど、周産期医療体制の充実に努めた。

5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

- 子どもの野菜の摂取量増加や朝食摂取等の望ましい食習慣の確立のため、食育ボランティア等を活用して、子どもとその保護者を対象に、県内市町で、野菜や朝食をテーマとした料理教室（26回）、郷土料理をテーマとした料理教室（18回）を開催した。
- 小児生活習慣病を予防するため、市町等が実施する小児生活習慣病予防健診に対して助成を行うとともに、保健指導実践者に対する研修や専門家による子どもの生活習慣病対策等の検討

を行った。また、健康教育用資材や受診勧奨チラシ、小児生活習慣病予防健診マニュアルの改訂等を行った。

- ・ 「歯と口の健康週間」等において、歯科口腔保健の普及啓発や子どもに対するフッ素塗布、健康相談などを行った。
- ・ 小学生以上の県民が、日々の健康づくりを楽しみながら継続的に健康づくりを実践する仕組みを推進するかがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」を実施した。
- ・ 思春期保健を推進するため、思春期特有の医学的な問題や悩み、不安等に関する出前講座を実施するなど、親になる年齢に近い高校生への正しい知識の普及に努めた。

Ⅱ 施策の評価

数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6 年度	評価	担当課
かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数（累計）	693 組	H29～ H30	321 組	R2	1,730 組 (R2～6 年度)	B	子ども政策課
乳幼児健康診査の受診率 (1 歳 6 か月児)	95.6%	H29	97.0%	R1	97.0%	—	子ども家庭課
乳幼児健康診査の受診率 (3 歳児)	94.0%	H29	95.5%	R1	97.0%	—	子ども家庭課
全出生数中の低出生体重児の割合	8.6%	H29	9.2%	R1	減少傾向	—	子ども家庭課
むし歯のない 3 歳児の割合	80.5%	H29	83.2%	R1	90% (R4 年度)	—	健康福祉総務課
10 代の人工妊娠中絶率（15 歳以上 20 歳未満の女子人口 千対）	5.2	H29	3.7	R1	4.0	—	子ども家庭課

＊ 乳幼児健康診査の受診率（1 歳 6 か月児・3 歳児）、全出生数中の低出生体重児の割合、むし歯のない 3 歳児の割合、10 代の人工妊娠中絶率：R2 の実績値が出ていないため、R1 の実績値を記載し、評価は記載しない。

課題・問題点

1 結婚を希望する男女の応援

- ・ 晩婚化が進行するとともに未婚率が上昇傾向にあることから、結婚を希望する独身男女のため、「かがわ縁結び支援センター」を中心とした支援体制を強化し、「縁結びおせっかいさん」や市町や企業・団体等との連携を深めながら、出会いの場の拡大や社会全体で結婚を応援する気運の醸成等が必要である。

2 妊娠・出産の希望をかなえる支援

- ・ 出産年齢の高齢化や妊娠中の喫煙等による低出生体重児の増加及び核家族化の進行等による育児不安の増加等から、妊婦や乳児の健康管理や保健指導に努める必要がある。

3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

- ・ 若年層の人工妊娠中絶件数は緩やかに減少傾向にあるが、望まない妊娠や性感染症を減らすため正しい性知識の普及啓発が必要である。

4 小児・母子医療体制の充実

- ・ ハイリスク妊産婦や小児慢性特定疾病を抱える子どもや保護者への支援について、医療機関や市町と連携して、保健師等の訪問指導を行うなど、早期からの支援が必要である。
- ・ 発達障害等気になる子どもに対応するため、医療機関や保健所、市町など関係機関が連携し支援する体制を整備する必要がある。

5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

- ・ 子どもの食生活に影響を与える成人の野菜摂取量は、望ましい摂取量とされている1人1日当たり350gより約80g不足していることから、摂取量アップのための更なる取組みが必要である。
- ・ 小児生活習慣病予防健診の結果によると、肥満や脂質異常の子どもがそれぞれ約1割見られた。異常の有無に関わらず、全ての子どもが保護者と共に生活習慣を振り返り、望ましい生活習慣を身に付けることが必要である。また、学校や保護者が所属する事業所等と連携・協力して生活習慣の見直しを呼びかける必要がある。
- ・ 市町と協働して、子どもから高齢者までの健康づくり意識の醸成と主体的な健康行動の定着を図る必要がある。
- ・ 思春期やせ症などの思春期における健康課題は、次の世代に生まれてくる子どもの健康にも影響を及ぼすため、早い時期からの正しい知識の普及が必要である。

今後の施策展開

1 結婚を希望する男女の応援

- ① 「かがわ縁結び支援センター」の登録会員が自宅などでも個人のタブレット端末でお相手の検索・閲覧やお引合せの申込みができるようマッチングシステムを改修し、センターの開所日や開所時間に関わらず、また、感染症対策のための外出自粛期間中であっても、いつでも婚活に取り組めるよう利便性の向上を図る。
- ・ 独身者や独身の子を持つ親を対象としたセミナーや個別相談会の開催等による支援体制の充

実を図り、結婚を希望する男女の出会いの機会の創出に取り組む。

- ・ 会員数の維持・拡大に向けて、センターの認知度を上げる必要があることから、市町と連携して広報誌を通じたセンター事業の内容やイベント情報の周知に努める。
- ・ 企業に働きかけ、「かがわ縁結び支援センター」で募集している「協力団体」の登録につなげるとともに、協力団体向けのセミナー・交流会を行う。
- ・ 県内の美容師や保険外交員等を対象に結婚支援や子育て支援に関する講習会等を開催し、顧客に対し、結婚支援及び子育て支援の窓口へのつなぎ役になってもらうことで、地域全体で結婚を希望する男女を応援する気運を醸成するとともに、認定店舗に新しい情報を提供できるように、フォローアップ用資料の作成や毎月のメルマガ配信に努める。

2 妊娠・出産の希望をかなえる支援

- ・ 母子の健康の保持増進のため、市町等関係機関と連携し、健診や保健指導等の母子保健事業の充実に努める。
- ・ 不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかるへパリン療法を受ける患者に対し、治療に要する経費の一部を助成する。
- ・ 将来、子どもを産み育てることを望むがん等の患者に対し、高額な医療費がかかる生殖機能を温存する治療（妊孕性温存治療）に要する経費の一部を助成する。

3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

- ・ 安心して子どもを産み、育てることができる地域づくりを目指し、妊娠前から産後を通して、妊娠・出産や不妊などについて気軽に相談できるよう相談体制の充実に努めるとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努める。

4 小児・母子医療体制の充実

- ・ 総合周産期母子医療センター等における専門研修の充実に努めるとともに、発達障害等気になる子どもや小児慢性特定疾病を抱える子どもへの相談支援を推進する。
- ・ 周産期医療協議会を開催し、周産期医療体制整備の推進等について協議するほか、周産期医療従事者に対して研修を行う。

5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

- ・ 関係団体と協力しながら、野菜摂取量拡大を目的とした、「1日3食 まず野菜！」運動の推進や望ましい食習慣の確立のための料理教室等の普及啓発事業を実施し食育を推進する。
- ・ 小児生活習慣病予防健診の結果、医療が必要な子どもが確実に医療につながるよう、また、異常の有無に関わらず、全ての子どもが保護者と共に生活習慣を振り返り、望ましい生活習慣を身に付けることができるよう、各学校における健康教育の実施及び充実に支援する。また、家庭や学校、職場、地域が連携して、子どもの頃からの望ましい生活習慣の形成を推進する。
- ・ 関係機関・団体と連携・協力し、子どもや大人の歯と口腔の健康づくりに取り組み、8020運動を推進する。
- ・ かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」を通じて、県全体で健康づくりを後押しする環境づくりを推進する。
- ・ 思春期保健対策の推進を図るため、関係機関が連携し、専門的な相談や保健指導に努める。

第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	Ⅱ 就学前の教育・保育の充実
項目	1 質の高い就学前の教育・保育の提供 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

I 令和2年度の実施状況

1 質の高い就学前の教育・保育の提供

- 令和2年に策定した「香川県就学前教育振興指針」に基づき、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する研修の一元化を進めるとともに、幼児教育施設に幼児教育スーパーバイザーを派遣し指導・助言を行うことで、就学前教育の質の向上を図った。
- 保育施設の施設監査等を通じて、適正な保育環境を確保できるよう指導・助言を行うとともに、保育現場におけるリーダー的職員を対象としたキャリアアップ研修（1分野15時間、全8分野）、職位や経験年数に応じた階層別研修、専門分野別研修（障害児研修、虐待対応研修等）等を実施した。

2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

- 保育所等利用待機児童解消のためには、保育士人材の確保が重要であることから、保育士人材バンク等を通じた就職支援や、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や就職準備金の貸付けなどによる潜在保育士の復職支援、県出身の保育学生に対する「保育士修学資金」の貸付けなどによる資格取得者の増加に取り組んだほか、将来の保育士人材の確保を図るため、中高生に保育の魅力を伝える「出前授業」や、「保育体験バスツアー」を実施し、保育士人材の確保を図った。

新 県内保育士養成校に対して、幼稚園教諭が保育士資格を取得するための講座の開設を支援し、幼稚園教諭の保育士資格取得を促進した。

- 保育士の職場環境の改善として、遊具の消毒や清掃などを担い保育士の業務の支援を行う「保育士支援員」を配置する民間保育所等への支援事業を各市町と連携して実施するほか、保育士の育児休業の取得や外部研修の参加等により代替職員を必要とする場合に、民間派遣会社を活用して代替保育士を派遣する取り組みを実施した。

新 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保育士等への負担が増加しているとともに、感染拡大への不安も高まっていることから、新たに、保育士等が感染症対策等について相談できる窓口の設置や看護師などの専門家を派遣する取り組み等を実施する市町を支援した。

Ⅱ 施策の評価

数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時	実績値	目標 R6年度	評価	担当課
保育所等利用待機児童数	H31年度当初：182人 R1年度途中：313人	R2年度当初：64人 R2年度途中：220人	年度当初：0人 年度途中：0人	A	子ども家庭課

課題・問題点

1 質の高い就学前の教育・保育の提供

- ・ 人格形成の基礎を培う乳幼児期においては、保護者と連携し、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要である。
- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進するとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上が必要である。

2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

- ・ 本県では、令和2年4月1日現在 64 人、年度途中の同年 10 月 1 日現在においては 220 人の待機児童が発生しており、年度当初、年度途中とも前年同期より減少が図られたものの、未だ解消には至っていない。保育の受け皿確保として施設整備等が図られているものの、地域ごとの需要に見合う保育士の確保が十分でないこと等から、未だ待機児童が発生していると考えられる。
出生数が減少する一方、共働き世帯の増加等の今後の状況を踏まえ、保育を必要とするすべての子どもが多様な保育を受けることができるよう、引き続き、待機児童対策に取り組む必要がある。

今後の施策展開

1 質の高い就学前の教育・保育の提供

- ・ 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、自己を十分に発揮する活動を通じた健全な心身の発達、集団生活を通じた生きる力の基礎や基本的な生活習慣の形成、社会性、道徳性や思考力など豊かな人間性の育成、健康、安全で情緒の安定した生活ができる教育・保育環境の充実が図られるよう、保護者や地域と連携した幼児教育の充実に努める。
- ・ 新規採用教員などの従事者の研修を実施するとともに、幼児教育スーパーバイザー等を派遣し、「香川県就学前教育振興指針」の趣旨に沿った指導・助言を行うことで、就学前教育全体の質の向上を図る。
- ・ 保育施設の施設監査等を通じて、適正な保育環境を確保できるよう指導・助言を行うとともに、保育現場におけるリーダー的職員を対象としたキャリアアップ研修（1 分野 15 時間、全 8 分野）、職位や経験年数に応じた階層別研修、専門分野別研修（障害児研修、虐待対応研修等）等を実施していく。

2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

- ・ 保育所等利用待機児童を解消して、教育・保育の提供体制を確保するためには、保育の需要に見合った受け皿の整備と保育士等の人材確保が重要であることから、市町と連携を図りながら、引き続き施設整備に取り組むとともに、保育士人材バンクによる潜在保育士等の就職・復職支援、保育学生への支援による保育士資格取得者の増加、保育施設への指導・監査や職員に対する研修の実施による人材養成、保育士の職場環境の改善による離職防止対策などを積極的に実施する。

新

保育現場の様々な課題に対応し、現任保育士等の離職防止を図るため、臨床心理士や社会保険労務士、感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、保育士等が抱える不安や悩みの相談を受け、助言等できる制度を創設し、保育士等が長く働くことができる職場の環境づくりを支援していく。

第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実
項目	1 地域における子ども・子育て支援の充実 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実 4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

I 令和2年度の実施状況

1 地域における子ども・子育て支援の充実

新 本県独自の支援制度である「新・かがわ健やか子ども基金事業」（事業期間：令和2年度～令和4年度）により、市町が地域のニーズに応じ、計画的に創意工夫ある少子化対策や子育て支援に関する取組みを実施できるよう支援した。

- ・ 地域における子育て家庭への支援の充実のため、地域子育て支援拠点や利用者支援事業などの充実に努めるほか、地域の子育てニーズに柔軟に対応するために、ファミリー・サポート・センターの設置促進に努めた。また、就労形態の多様化等に対応するため、市町と連携して延長保育、病児・病後児保育、一時預かり等の特別保育の拡充に努めた。

新 地域子育て支援拠点等における新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した相談支援体制を強化するために、ICT機器等の導入等の環境整備を行う市町に対して支援した。

新 新型コロナウイルス感染症の影響により対面による子育て支援が制限された際にも、オンラインを活用した相談等が実施できるようオンライン活用の手引書を作成し、地域子育て支援拠点及び市町へ配布した。

2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進

- ・ 保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全育成を図った。

新 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、放課後児童支援員等職員への負担が増加しているとともに、感染拡大への不安も高まっていることから、放課後児童支援員等が感染症対策等について相談できる窓口の設置や看護師などの専門家を派遣する取組み等を実施する市町を支援した。

- ・ すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する放課後子供教室の設置を推進した（11市町93か所）。また、コーディネーター等に対する研修会を実施し、資質の向上を図るとともに、活動状況等をまとめた冊子を作成し情報提供を行った。

3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実

- ・ 県ホームページ「子育て県かがわ」情報発信サイト Colorful 内のかがわ子育て支援県民会議のページで、県民会議会員が行う「かがわ育児の日」の取組み事例等を紹介するなど、子育て・子育てに関する県民の意識啓発を行い、社会全体で子育て家庭を支援する気運を醸成した。
- ・ 「家庭教育啓発月間」など様々な機会を通じて、家庭の果たす役割の大切さや家庭教育の重要性などについて啓発活動を推進するとともに、家庭教育や子育てに悩みや不安を抱く保護者

に対応するため、学習機会の提供に努めた。

- ・ 子ども・若者育成支援者研修会（「みんなで子どもを育てる県民運動」情報交換会）を開催し、支援機関・団体や地域において、子ども・若者の育成支援者として支援力の向上とネットワークの強化を図った。

4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

- ・ 各相談に適切かつ柔軟に対応するため、香川県相談業務支援ネットワークを有効活用し、関係機関・団体間の連携と情報共有に努めた。
- ・ 少年相談専用電話にて、少年や保護者等からの相談を受理した。
- ・ いじめ・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応のため、すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市町が配置するスクールソーシャルワーカーに要する経費の一部を補助した。また、高校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒や保護者に対するカウンセリング等を行った。

II 施策の評価

数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6 年度	評価	担当課
利用者支援事業実施か所数	31 か所	H31.4	33	R2	35 か所	A	子ども政策課
地域子育て支援拠点事業実施 か所数	98 か所	H31.4	99	R2	101 か所	A	子ども政策課
放課後児童クラブ実施か所数	282 か所	R1.5	293 か所	R2	321 か所	A	子ども家庭課

課題・問題点

1 地域における子ども・子育て支援の充実

- ・ 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進み、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、子育てに対して不安や悩み、孤立感を感じている保護者への対応も必要になっていることから、すべての子育て家庭を支える取組みの強化が必要である。

2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進

- ・ 就労形態の多様化等に対応するため、保育の充実のほか放課後児童クラブの拡充にもさらに取り組むとともに、放課後子供教室の設置を拡大していく必要がある。

3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実

- ・ 子育てに対する不安や悩み、孤立感が増大していることから、官民一体となって子育て支援を推進し、これらの軽減を図る必要がある。
- ・ 地域の青少年の健全育成支援者が高齢化しており、子育て現役世代の年齢層の参画が低いことや、育成支援者が固定化していることから、育成支援のための人材養成を図る必要がある。
- ・ 家庭の果たす役割の大切さや家庭教育の重要性などについての啓発活動を推進するとともに、保護者の学習機会の増加を図る必要がある。

4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

- ・ 寄せられる相談に迅速かつ適切に対応するため、香川県相談業務支援ネットワーク情報交換会の参加機関で意見交換等を行い、更なる連携強化等を図る必要がある。
- ・ 少年相談専用電話について、広く県民に周知を図る必要がある。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど相談にかかわる者の資質を向上させるとともに、児童生徒が抱える問題は、複合的で領域がまたがるが多いため、引き続き全体の状況を見極めながら関係機関が連携して取り組む必要がある。

今後の施策展開

1 地域における子ども・子育て支援の充実

- ・ 市町が地域のニーズに応じ、計画的に創意工夫ある少子化対策や子育て支援に関する取り組みを実施できるよう、本県独自の支援制度である「新・かがわ健やか子ども基金事業」により、量・質両面にわたり充実を図る。
- ・ 実施か所数の少ない地域子ども・子育て支援事業については、実情を勘案し、他の事業も含め対応が図られるよう努めていく。さらに、多様化する保育ニーズを踏まえ、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり等の保育の充実など、市町と連携し、特別保育対策事業の推進に努める。
- ・ 本県において活動が盛んな子育て支援 NPO をはじめ、地域で子育て支援を行うさまざまな団体との連携を図り、地域子育て支援拠点の設置促進に努めるとともに、地域子育て支援拠点事業等の従事者向けの研修の実施等によりスタッフのスキルアップを図っていく。

2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進

- ・ 市町と連携し、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、児童館、学校の余裕教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの事業実施を促進する。また、開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図る。
- ・ 放課後子供教室については活動内容を積極的に広報し、市町の実態に合わせて設置数の増加に向けて働きかけるとともに、コーディネーター等の資質の向上を目的とした研修会を行う。
- 新** 現場の様々な課題に対応し、放課後児童支援員等の離職防止を図るため、臨床心理士や感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、職員が抱える不安や悩みの相談を受け、助言等できる制度を創設し、長く働くことができる職場の環境づくりを支援していく。
- 新** 放課後児童クラブ等における業務の ICT 化を推進するとともに、放課後児童支援員等に対するオンライン研修を行うための環境整備を行う市町に対して支援する。

3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実

- ・ 官民 67 団体で構成された「かがわ子育て支援県民会議」を活用し、「かがわ育児の日」の普及啓発を進める。
- 新** 子育て家庭の外出を支援する「かがわこどもの駅」や、お得なサービスを提供する「みんなトクだね応援団」、「さんさんパスポート」の加盟店舗等を紹介するホームページを統合し、新型コロナウイルス感染症対策の情報も掲載するなど、利便性の向上を図る。
- ・ 「家庭教育啓発月間」などさまざまな機会を通じて、家庭教育について啓発活動を推進するとともに、保護者向け学習会の指導者の養成や実施回数の増加を図る。

- ・ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、各分野の支援機関を構成員とする子ども・若者支援地域協議会やシンポジウムの開催により、地域ネットワークの強化を図る。
- ・ 地域で子どもを育てる意識をより高めるため、ホームページ等の媒体を活用した広報や講演会などを通して、啓発を行っていく。
- ・ 「みんなで子どもを育てる県民運動」推進員など地域で青少年育成支援のリーダー的立場となる人材の育成とネットワークの充実に努める。

4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

- ・ 香川県相談業務支援ネットワーク情報交換会の開催により、関係機関・団体の連携や情報共有の強化を図るとともに、多様化する相談に対応するため参加機関の拡充を推進する。
- ・ 少年相談専用電話が記載されたリーフレット等の配布を行い、県民に広く周知する。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど相談にかかわる者の資質向上のための研修等に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、自らの力によって解決できるような条件作りができる教育支援の充実に努める。

第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援
項目	1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 2 家庭教育への支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 次代の親の育成

I 令和2年度 of 取組み状況

1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

- ・ 小学校1年生から4年生及び中学校1年生で35人学級を実施するとともに、小学校基本4教科、中学校基本5教科について、学校が実情に応じて実施教科の選択や指導体制の工夫を行うなど香川型指導体制の推進を図り、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな指導を行った。また、すべての小・中学校にスクールカウンセラーを派遣した上に、コロナ禍の心のケア等のため、スクールカウンセラーの追加派遣を行うとともに、市町が配置するスクールソーシャルワーカーの費用の補助を行った。
- ・ 生徒一人ひとりが望ましい職業観・勤労観を身に付け、主体的な進路選択ができるよう、キャリア教育を推進するとともに、ジョブ・サポート・ティーチャーを、県立高校には9名を19校に、県立特別支援学校には2名を8校に兼務方式で配置し、企業訪問による求人開拓や面接指導など、就職支援、職場定着指導の充実を図った（公立高校の就職内定率は99.1%）。
- ・ 次代の香川を担う人材育成を目的として、コンソーシアム委員や企業関係者が高校2校を訪問し、授業や施設の見学、キャリア教育担当者との意見交換会を行う取組みを実施し、各高校の取組みについて指導助言を受けるなど、高校におけるキャリア教育の改善・充実を図った。
- ・ 個別最適化された学びを実現するために、義務教育段階には一人一台、高校段階には三人に一台の割合でタブレット端末を整備した。また、高速大容量の無線アクセスポイントや個々の障害に応じた入出力支援装置等のICT環境も整備した。
- ・ 経験の浅い教員の専門性の向上のため「特別支援教育スキルアップ検討会議」を設置し、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成に関する研修を実施した。
- ・ 環境教育を推進するため、県職員による環境キャラバン隊を学校に派遣（37回）するとともに、本県独自の環境学習教材「さめきっ子環境スタディ」について、学校の授業等でより活用しやすいものとなるよう一部改訂を行った。

2 家庭教育への支援の充実

- ・ 要請のあった保育所や幼稚園等へ赴き、就学前の子を持つ保護者等に対して、子どもを非行に走らせないための親の姿勢を説くチャイルドケア教室（2回）を開催した。
- ・ 家庭教育や子育てに悩みや不安を抱く保護者に対応するため、家庭教育に関する啓発用の冊子を配付するとともに、学習機会や保護者同士のネットワークづくりが提供できる家庭教育推進専門員の資質向上のための研修を行い、啓発活動等を実施した。

3 地域の教育力の向上

- ・ 県職員、民間団体等による環境キャラバン隊の派遣や身近な場所における環境学習講座を実施するとともに、環境学習のコンテンツとして動画を14本作成し、配信した。

- ・ かがわ里海大学において、小学生以上を対象とした講座を 12 回、高校生以上を対象とした講座を 14 回開催した。また、主に海ごみをテーマとした、かがわ里海大学「オーダー講座」を小学校・高校で計 7 回実施した。
- ・ 県内の研究者等が収集・保管している貴重な標本を活用した「まちかど生き物標本展」を 4 会場で開催したほか、参加型のフィールド講座を 3 回実施した。
- ・ 豊かな自然環境、農業生産や農村地域の役割などについての理解を促進するため、都市住民や小学生等を対象に、農業・農村体験活動等を行った。
- ・ 情報通信交流館（e-とぴあ・かがわ）において、「県民の情報リテラシーの向上」及び「デジタル社会を担う人材の育成」に資する事業を実施。
- ・ 家庭での読書活動が定着するよう、「23 が 60 家庭読書週間」での取組みや幼稚園等での読み聞かせ、地域ボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動を促進した。
- ・ 地域住民や社会教育関係団体、NPO、企業、大学等が主体的に参画し、子どもを対象とする体験活動や交流活動を提供する事業を選定、委託して実施し（4 団体）、地域の文化財を積極的に活用し、子どもたちが郷土の歴史や文化を知り、地域に誇りが持てるよう、歴史学習や体験活動を推進した。

4 次代の親の育成

- ・ 高校生を対象としたライフデザインの出前講座を実施し、より多くの若者が自らの将来のライフデザインについて考える機会の提供に努めた。（5 校 445 名が受講）
- ・ さまざまな媒体を活用した広報や啓発活動を通して、家事や育児に対する男女共同参画意識の醸成を図った。
- ・ 生徒が将来、社会人、職業人として自立し、時代の変化に柔軟かつ積極的に対応していくことができる資質や能力を身につけるよう、社会人講師による講義（県立高校 27 校）など、職業意識、職業観をはぐくむ取組みを実施した。（インターンシップ、職場見学会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。）
- ・ 若年無業者等の支援拠点である「地域若者サポートステーション」において、働くことに不安を持つ若者及び就職氷河期世代を対象として、職場見学や各種研修等を開催（428 回）し、延べ 619 名が参加、企業でのジョブトレーニングを実施し、46 名が参加した。

II 施策の評価

数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6 年度	評価	担当課
「学校に行くのは楽しいと思う。」に肯定的に回答する児童生徒の割合	小学生	R1	小学生	R2	小学生 82.5%	A	義務 教育課
	80.0%		80.7%				
	中学生		中学生		中学生 82.2%	D	
	79.7%		78.7%				
親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	67.0%	H30	62.4%	R2	75.0%	D	生涯学習・ 文化財課

課題・問題点

1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

- 「個に応じたきめ細かな指導」と「個を活かす協働的な学び」の充実に向けて、「主体的・対話的で深い学び」が実現可能となる体制整備の推進に向けた「香川型指導体制」の見直しを図るとともに、令和2年度末に整備された1人1台端末の効果的な活用方法を開発・普及させていく必要がある。また、児童生徒の自己肯定感・自己有用感が全国に比べ低い傾向にあることや、小学校の暴力行為件数の増加、いじめ認知件数が全国に比べ低い傾向にあること、不登校の長期化など、生徒指導上の課題について対応していく必要がある。
- 児童生徒が夢や希望を持って、みずからの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択できる能力や態度の育成が必要である。また、新規学卒者の就職後の職場定着は、喫緊の課題である。
- ICT教育環境を積極的に活用し、教育的効果が上げられるように、教員のICT活用スキルの向上を図るとともに、技術の進歩に伴ったICTを活用した実践を行う必要がある。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に関する個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成においては、その意義や作成方法を説明し、効果的な活用について広く周知していく必要がある。
- 児童生徒が環境への意識を高め、家庭や地域で自ら考えて行動できるよう、環境教育を推進する必要がある。

2 家庭教育への支援の充実

- 保護者に対し、家庭におけるしつけ教育の重要性を涵養させるためにチャイルドケア教室の開催数の増加が必要である。
- 親同士の学びを取り入れたワークショップは小・中学校での開催数増加に努める必要がある。

3 地域の教育力の向上

- 環境教育・学習の機会を充実し、環境についての正しい理解を深め、身近な生活の中で主体的に行動できる人や地域をはぐくむ必要がある。
- むらの技能伝承士や農山漁村体験指導者が活動しやすい環境を整備するとともに、地域資源をいかに掘り起こし、保存するか検討する必要がある。さらに、香川県の農産物の生産に根ざした食（料理・加工）を探るほか、広い世代に対して農業・農村の理解促進を図るなど、農業振興や地域の活性化に繋がるような取り組みが必要である。
- さまざまな地域で、できるだけ多くの地域の団体や住民等が体験活動や交流活動を通して、多くの子どもたちとのかかわる機会を持つ必要がある。

4 次代の親の育成

- 晩婚化・晩産化が進行し未婚率が上昇していることから、高校生という若い時期から、将来の結婚から子育てまでを含めたライフデザインについて考える機会を持つ必要がある。
- 家事・育児・介護などは女性が担っている場合が多く、仕事との両立が困難な状況にあり、一方、男性は仕事を中心とした生活になっていて、家事や地域活動への参画が困難となっている。
- 高校における職業教育の充実と地域との連携をより一層推進する必要がある。
- 地域若者サポートステーションの登録者のおよそ6割は進路が決定、うち8割が就職してお

り、事業成果はあるものの、依然として若者無業者等の数は高い水準にある。

今後の施策展開

1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

- ・ 小・中学校における３５人学級の実施や小学校高学年における専科指導の拡充を柱とする新たな「香川型指導体制」を推進する中で、協働的な学びや情報教育等の教育課題の解決に向けて、モデル校を指定しその取組みの普及を図るとともに、各市町のＩＣＴ活用状況について情報共有・意見交換する検討委員会を設置し、取り組むべき方向性を共有する。
- ・ 子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等チーム学校の専門スタッフの役割はますます大きくなっており、さぬきの教員かかわりの三訓「共感的に受け止め、チームの力で、毅然と粘り強く」を基本的な考え方とし、生徒指導上の課題に対する組織対応を強化する。
- ・ 発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進するとともに、早期離職防止のため、望ましい職業観や勤労観の育成や希望職種とのミスマッチの防止、職場定着に向けたサポートなどの推進に努める。
- ・ 各校や教育センターでＩＣＴ活用教育についての研修を積極的に実施する。また、各校で好事例を共有し、県立学校が連携してＩＣＴを活用した取組みを推進する。
- ・ 日常的に活用できる個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式について検討し、作成の手順と活用方法に関するリーフレットを作り、県内の学校に配布し、普及を図る。
- ・ 教育機関等と連携し、各教科や小・中学校の総合的な学習の時間、高等学校の総合的な探求の時間などにおける環境教育を推進する。
- ・ 児童生徒とその保護者が多様な人々と出会い、そこでの豊かな体験を通して、多様性が尊重される社会の担い手づくりを推進する。

2 家庭教育への支援の充実

- ・ チャイルドケア教室を、保育所、幼稚園、こども園等に周知するなどして開催数を増加させるなど支援の充実を図る。
- ・ 市町とも連携しながら、ワークショップの開催数の増加に向けて、幼稚園や小・中学校等に働きかける。

3 地域の教育力の向上

- ・ だれもが気軽に参加でき、子どもから大人までがそれぞれの段階に応じて環境への意識を高められるよう、環境学習プログラムや出前講座、動画配信など、学習機会の提供に努めるとともに、環境教育・環境学習の担い手となる指導者の指導技術の向上と指導者数の増加を図るため、人材育成講座や研修会等の充実を図る。
- ・ 都市住民や小学生等に対する農業・農村体験活動を実施し、農業に対する理解促進に取り組む。また、次世代への伝統文化等の継承を担う人材の確保・育成を行う。
- ・ 子どもたちに体験活動や交流活動を提供する事業を幅広く公募し、多くの地域で実施できるよう努める。

4 次代の親の育成

- ・ 高校生等を対象としたライフデザイン出前講座の取組みを積極的に推進し、より多くの若者が自らの将来のライフデザインについて考える機会の提供に努める。
- ・ 男女がともに家庭生活や地域に関わることができるよう、さまざまな媒体を活用した広報や啓発活動などを通して、男女共同参画の意識啓発により一層取り組んでいく。
- ・ 地域や企業等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や社会人等の講師招聘、インターンシップ、職場見学会などの実施に努める。
- ・ 若年無業者等を安定就労に導くため、地域若者サポートステーションにおいて国と連携し、ジョブトレーニング等就労意欲を高める施策を実施するなど、きめ細かな支援を行う。

第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備
項目	1 仕事と家庭生活の両立支援 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり 3 子どもの安全を確保するための活動の推進 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 5 ネット・ゲーム依存対策の推進 6 子育てに伴う経済的負担の軽減

I 令和2年度の実施状況

1 仕事と家庭生活の両立支援

- すべての人が、仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を選択でき、家庭生活や地域社会に関わることができるよう、「男女共同参画における課題解決活動支援事業」として地域団体等と連携し、男女共同参画を進める際の課題を解決するモデル事業を公募し、3事業を実施した。特に、「今こそ！無理しないセルフマネジメント講座」では、共働き世帯の仕事と生活の両立に対する不安や負担を減少させることを目的とした講座（全4回）を開催し、68名が参加した。
- 「働き方改革」による働きやすい職場環境づくりを推進するため、働き方改革推進アドバイザーを県内305社に派遣し、そのうち29社に対して女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画、29社に対して次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援を行ったほか、アドバイザーの働きかけにより、21社が「子育て行動計画策定企業認証マーク」を取得し、31社が「かがわ女性キラサポ宣言」に登録するなど、働きやすい職場環境づくりを支援した。また、県HPや経済誌、パネル展などにより、働き方改革の必要性・重要性について周知・啓発に努めた。
- 女性が結婚や出産後も安心して働き続けられる環境を整備するためのセミナーや、潜在的な女性労働者の労働意欲を喚起するための「女性のための出張労働相談会」を実施した。

2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

- かがわ思いやり駐車場制度の利用証の交付や、ちらしの配布等により制度の普及・啓発活動等を実施した。
- ヘルプマークの普及・啓発のため、病院、図書館でのポスター掲示や新聞広告、ちらしの配布等を実施した。
- 子育て家庭が安心して外出できるように、おむつ替え設備やこども用トイレを備える施設を「かがわこどもの駅」として認定しており、広く情報提供を行った。
- 国立公園内の利用施設や自然公園、四国のみちを安全に利用できるよう適切な維持管理を行った。
- 歩行者の安全を確保するため「ゾーン30」（1か所）の整備を推進するとともに、県内17小学校区における通学路の危険箇所を抽出し、横断歩道の整備等交通環境を改善する通学路点検を実施した。
- 安全で快適な交通環境整備のため、交差点改良（5箇所）、自転車歩行者道の整備（55箇所）、歩道のバリアフリー化を推進するとともに、通学路や事故多発箇所では、カラー舗装やわかり

やすい路面標示等の整備を行った。

新 都市公園の一部の和式トイレを洋式トイレに更新した。

- ・ 市町による街区公園、近隣公園などの身近な公園や緑地の整備等を支援した。
- ・ さぬきこどもの国においては、わくわく児童館のリニューアルに取り組むなど、子どもたちに想像力と創造性に富んだ遊びや科学体験などを提供するとともに、移動児童館の巡回や児童館職員の研修等を通じて、児童館の運営支援を行った。
- ・ うるおいとやすらぎのある水辺空間を創出するための自然環境に配慮した護岸の整備に努めた。

3 子どもの安全を確保するための活動の推進

- ・ 5市5町51自治会等に対し、防犯カメラの設置に係る初期費用の一部補助を行い、防犯環境の向上を図った。
また、防犯パトロール資機材の貸与、防犯情報の提供、防犯教室の開催等により地域の自主防犯活動の支援・促進を図った。
- ・ 防犯ボランティア団体等（8団体）に防犯活動事業を委託し、見守りや通学路の安全対策に取り組んだ。
- ・ 子ども安全・安心ネットワークを活用し、関係機関と子ども安全情報の共有を図るとともに、メールとホームページで子どもに対する声かけ事案の発生・解決等の安全情報を提供した。
（ネットワークへの情報発信 86件）
また、声かけ、つきまとい等事案について行為者を早期に特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動を専門的かつ継続的に推進した。
- ・ 被害少年やその保護者に対し、親子カウンセリングを行い、被害を受けた少年の立ち直り支援を行った。
- ・ 市町や関係機関、団体等と連携して県民総ぐるみの交通安全運動を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、若年層に多い自転車事故を抑止するため、自転車の交通ルールに係るリーフレットや自転車損害保険の加入促進に係るチラシを小中高生に配布した。
- ・ 関係機関・団体と連携し、各種シミュレータやシートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートや自転車用ヘルメットの適正な使用に関する積極的な広報啓発活動に努めた。
- ・ すべての高校生を対象とする自転車運転免許の制度を導入し、「自転車運転交通ルール学習テキスト&確認問題」を作成、配布し、交通ルールの順守や交通マナーの向上に向けた交通安全教育の徹底を図った。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・ 香川県青少年保護育成条例に基づき、有害がん具としてクロスボウを指定したほか、青少年に有害な図書として9冊指定し、県報告示や書店への通知を行うとともに、有害図書が青少年の目に触れないよう成人図書コーナーを設け、一般の図書と明確に区分して販売しているかどうかについて立ち入り調査を行った。
- ・ 臨床心理士や大学教授等の心の専門家 14人を親子カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、問題を抱える少年及び保護者に対して、親子カウンセリングを実施（31件）した。
- ・ 少年の立ち直りを支援するため、少年警察ボランティアと連携し、問題を抱える少年に対し

て、スポーツ活動や農業体験活動等の居場所づくりの活動を行った。

- ・ 本年度 73 校、4,493 人の中学生をかがわマナーアップリーダーズとして登録し、清掃奉仕活動等の自主的活動を支援した。
- ・ 小学校 4・6 年生、中学校 2 年生を対象にした非行防止教室及び中学校 1 年生を対象にした 13 歳の自律教室を開催した。また、県立高校において、薬物乱用防止教室、携帯・スマホ安全教室を実施した。
- ・ 小中学校にスクールサポーター等を派遣し、小学校 4・6 年生、中学校 2 年生を対象にした万引きの防止、ネットの安全利用、いじめの防止等の非行防止教室を開催した（小学 4 年生 137 校、小学 6 年生 131 校、中学生 41 校）。
- ・ 香川県交通安全県民会議「暴走族対策部会」を中心に、関係機関・団体と連携し、暴走行為をさせない環境づくりと暴走族を許さないまちづくりの促進を図った。
- ・ スマートフォンやタブレット端末などを購入する保護者と子どもを対象に、販売店等を通じてチラシを配布した。
- ・ 情報通信交流館（e-とぴあ・かがわ）において、講師が学校等へ赴き、児童・生徒、保護者、教職員向けにインターネットの安全・安心利用に関する啓発講座を実施。
- ・ 小中学生に対してインターネットトラブルに関するリーフレットを作成し、小中学校に配布した。
- ・ SNS に起因する性被害防止のため、子どもの性被害につながるおそれのある書き込みに対して、注意喚起文及び画像を添付し、広報啓発活動を実施した。
- ・ 保護者に対して、インターネット上の有害情報に関する啓発を充実させるため、「さぬきっ子安全安心ネット指導員」を養成し（3 名養成、委嘱数 57 名）、幼稚園、小学校等で学習会を実施するとともに、携帯電話やスマートフォンを購入する保護者と子どもを対象にチラシを作成し、販売店等を通じて配布した。また、幼児の保護者を対象としたスマートフォン等の適正利用に関する啓発動画教材を制作し、各幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校等に配布した。

5 ネット・ゲーム依存対策の推進

- 新** ネット・ゲーム依存の状態に陥ることを未然に防ぐため、依存のリスクや家庭におけるルールづくり、条例の趣旨等について、県広報誌での折込チラシの配布や、講演会の開催などにより、ネット・ゲーム依存に関する正しい知識や予防等に関する知識の普及啓発を行った。
- ・ ネット・ゲーム依存について自分のこととして児童生徒に考えさせるとともに、保護者に啓発することを目的とした「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」を作成し、配付した。
 - ・ ネット・ゲーム依存の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、教員やスクールカウンセラーなど、子どもたちの支援者が活用できる「学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル」を作成し、県教委ホームページに掲載した。
 - ・ ネット・ゲーム依存症対策として、県内でネット・ゲーム依存に対応できる医療機関を増やし、医療提供体制の整備を図るため、ネット・ゲーム依存の対応方法をマニュアル化した「香川県ネット・ゲーム依存回復プログラム（i Swing）」を作成し、関係機関に送付するとともに、ネット・ゲーム依存対策として、依存症対策の全国拠点である独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターの研修会に医療従事者等を派遣した（オンライン研修）。

6 子育てに伴う経済的負担の軽減

- ・ 3歳から5歳までの子どもや0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園などの利用者負担額を無償とする費用の一部を負担した。
- ・ 未就学児の第3子以降保育料等免除事業を行うとともに、第2子3歳未満児及び第3子以降の未就学児を対象に、病児・病後児保育利用料無料化事業を実施した。
- ・ 特別支援教育就学奨励費により、就学のために必要な経費の一部を支給した。
- ・ 大学等進学者（新規貸付者）97名を含む313名に奨学金を貸与するとともに、54名に対して、日本学生支援機構第一種奨学金返還支援対象者の認定を行った。

また、国の高等教育の無償化（授業料・入学金の減免）及び給付型奨学金の拡充に伴い、公金の有効活用の観点から、県奨学金の貸与額の一部を見直したうえで、県奨学金と日本学生支援機構第一種奨学金の併給を引き続き可能とし、学生生活へのより一層の支援を行えるよう制度の改正を行った。

- ・ 経済的な理由で修学が困難な高校生等について、無利息の奨学金の貸付を行った。
- ・ 低所得世帯の私立中学生の授業料に対して助成を行うとともに、実態把握のための調査を行った。
- ・ 高等学校等の生徒に対し、保護者等の収入状況に応じて必要があると認められる場合に、授業料に充てるための就学支援金や奨学のための給付金、私立高校入学金補助を支給した。

II 施策の評価

数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6年度	評価	担当課
子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数（累計）	231社	H30	21社	R2	85社 (R2~6年度)	A	労働政策課
かがわこどもの駅認定施設数	474か所	H30	478か所	R2	510か所	B	子ども政策課
都市公園面積	1,616ha	H30	1,617ha	R1	1,628ha	—	都市計画課

＊ 都市公園面積：R2の実績値が出ていないため、R1の実績値を記載し、評価は記載しない。

課題・問題点

1 仕事と家庭生活の両立支援

- ・ 仕事と子育て等を両立しながら、安心して働けるよう、従来の働き方を見直す「働き方改革」の推進などにより、労働環境の整備に努める必要がある。

2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

- ・ かがわ思いやり駐車場制度については、県内イベント等さまざまな機会を捉え、引き続き制度の普及・啓発活動を行う必要がある。また、今後も利用者の増加が予想されるため、協力施設の増加と登録駐車場の適正利用の促進が必要である。
- ・ ヘルプマークについては、引き続き、ポスターの掲示やちらしの配布等により普及・啓発活動を行い、認知度向上を図る必要がある。
- ・ 妊産婦及び乳幼児連れを対象とした外出環境の子育てバリアフリーを推進し、安心して子育て

てができる環境整備に向けた取組みが必要である。

- ・ 国立公園内の利用施設や自然公園、四国のみちの施設や設備の老朽化対策を進める必要がある。
- ・ 地域の実態や事故状況を踏まえつつ、地域住民や関係機関の理解や協力を得ながら、より効果的で必要性の高いものから交通安全施設の整備を進める必要がある。
- ・ 道路の整備については、さまざまな取組みを順次進めているが、全ての整備には時間が相当かかる。また、ハード整備が中心の施策については、財政状況の影響が大きい。
- ・ 子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、感染症の感染拡大防止対策にも配慮しながら、子どもに健全な遊びを提供するとともに、児童館等の運営の支援を行うことが必要である。また、さぬきこどもの国においては、施設の老朽化等に対応するため、施設・遊具のリニューアル等を進める必要がある。
- ・ うるおいとやすらぎのある水辺空間を創出するための自然環境に配慮した護岸の整備を今後も継続する必要がある。

3 子どもの安全を確保するための活動の推進

- ・ 地域住民、ボランティア、市町等との連携を強化して、更なる防犯環境の整備が必要である。また、防犯ボランティアの高齢化やリーダーの不足が課題となっている。
- ・ 地域住民、防犯ボランティア、市町等と連携した通学路の見守り活動等の取組みを強化するほか、更なる防犯環境の整備が必要である。
また、近年は防犯ボランティアの構成員の減少や高齢化が課題となっており、防犯ボランティア活動の活性化を図る必要がある。
- ・ 被害少年の立ち直りには、少年の性格や環境等個々の特性に応じた支援が必要である。
- ・ 本県の令和2年の交通事故の状況は、発生件数、負傷者数ともに前年より減少した。しかしながら、死者数は前年を12人上回る59人となり、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位と、非常に厳しい状況にある。
- ・ 令和2年中の子ども（出生から中学校卒業までの者）が当事者となる交通事故は、死者0人、負傷者299人で四輪乗車中と自転車乗用中に多発していることから、引き続き、チャイルドシートや自転車用ヘルメットの使用率向上に向けた広報啓発が必要である。
- ・ 子どもの通学路に面する公共施設、会社等に対する屋外カメラ設置の促進が必要である。
- ・ 令和2年の高校生の自転車乗車中の事故は高校生の交通事故（人身事故）全体の約88%を占めており、「自転車運転交通ルール学習テキスト&確認問題」等を活用し、交通ルールの順守や交通マナーの向上に向けた継続的な交通安全教育が必要である。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・ 有害図書が青少年の目に触れないように成人図書コーナーを設け、一般の図書と明確に区分して販売しているかどうかについて立入調査を行った後も、一定期間が経過した書店については再度の立入調査を行う必要がある。
- ・ 少年の立ち直りを支援するには、少年の性格や環境等個々の特性に応じた支援及び少年警察ボランティアと連携した活動を行う必要がある。
- ・ 小中学生を対象とした非行防止教室及びかがわマナーアップリーダーズ活動の拡充が必要である。

- ・ 暴走族による大規模な集団暴走は減少したものの、小集団によるゲリラ的爆音暴走と暴走族風に改造した旧型二輪車等を運転するグループによる爆音暴走が散見される。
- ・ インターネット環境が目まぐるしい変化を続けている中、犯罪に巻き込まれる事案やネット上のいじめ、ネット依存などの問題に対応する必要がある。
- ・ SNS に起因する事犯の被害児童数は、全国的に年々増加傾向にあり、今後の広報啓発活動を継続していくためには、体制強化が必要である。

5 ネット・ゲーム依存対策の推進

- ・ ゲームやインターネットの過剰な利用は、自分の欲求をコントロールできなくなる依存症につながることや、睡眠障害、ひきこもりといった二次的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており、ネット・ゲーム依存対策は、家庭や学校を含む社会全体で対応していく必要がある。
- ・ ネット・ゲーム依存対策の拠点となる病院は全国的に見ても、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターなどわずかしがなく、本県にもネット・ゲーム依存を治療できる医療機関が不足していることから、医療体制の充実を図る必要がある。

6 子育てに伴う経済的負担の軽減

- ・ 高等部の生徒が学用品として通常使用する I C T 機器が特別支援教育就学奨励費の対象であることを保護者へさらに周知する必要がある。
- ・ 子育てや教育に係る経済的負担の中でも高等教育への負担感は依然として強く、意欲や能力が高いにもかかわらず経済的な理由で大学等への進学を諦めることがないようにしなければならない。

今後の施策展開

1 仕事と家庭生活の両立支援

- ・ 香川労働局や市町、県庁各部局と連携を図り、労働者及び経営者の意識改革を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や職業生活における女性の活躍等を一体的に促進し、従来の働き方を見直す「働き方改革」に取り組むことにより、働きやすい職場環境づくりに努める。
- ・ 県内中小企業にアドバイザーを派遣し、働き方改革の説明や事例紹介、各種認証制度等について紹介を行う。また、テレワークなどの新しい働き方の推進を行う企業に対し、その取り組みに要する経費の一部を助成する。
- ・ 働く女性の意欲向上や継続就業等に繋がる、各種セミナーを実施するとともに、潜在的な女性労働者の労働意欲を喚起する相談会を開催する。

2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

- ・ 福祉のまちづくり条例の適正な運用を実施するとともに、かがわ思いやり駐車場制度の普及・啓発活動に取り組み、登録駐車場の適正利用の促進に努める。
- ・ ヘルプマークの普及・啓発活動に取り組み、認知度向上を図る。
- ・ 社会全体での子育て支援の気運の醸成を図るためにも「かがわこどもの駅」の設置促進を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進に努める。
- ・ 国立公園内の利用施設や自然公園、四国のみちを安全に利用できるよう、老朽化対策を進め

るとともに適切な維持管理を行う。

- ・ 生活道路等における事故状況や交通実態、住民の意見等を踏まえながら「ゾーン 30」等の効果的で歩行者にやさしい交通環境の整備を推進する。
- ・ 子どもの安全などのため、必要性の高い道路の整備を優先的に進める。
- ・ 市町による街区公園、近隣公園などの身近な公園や緑地の整備等を支援する。
- ・ さぬきこどもの国においては、児童の健全育成の中核的役割を果たすため、屋外遊具の計画的な更新により魅力向上に努めるなど、子どもに健全な遊びや創造的活動の場を提供するとともに、児童館の運営を支援するなど、子どもの健全育成の推進に努める。
- ・ うるおいとやすらぎのある水辺空間を創出するための自然環境に配慮した護岸等の整備に努める。

3 子どもの安全を確保するための活動の推進

- ・ 今後も引き続き、防犯カメラの設置を促進するとともに、企業等による防犯CSR活動の普及促進を図り、防犯ボランティアへの継続的な支援を推進する。
- ・ 不審者、声かけ事案等について、タイムリーな安全情報の発信を行い、地域の自主防犯活動の促進を図る。
- ・ 声かけ、つきまとい等事案について、タイムリーな安全情報の発信を行い、自主防犯活動の促進を図る。

また、事案発生直後から組織的な捜査を展開し行為者の特定を図るとともに、その過程において聞き込み先となる公共施設、会社等に対しては、屋外カメラ設置の協力を依頼する。

- ・ 被害少年の立ち直りには、少年の性格や環境等個々の特性に応じた支援が必要であることから、少年補導職員等に対する教養を実施する。
- ・ 今後も引き続き、県民の交通ルールの順守とマナーの向上を図る施策を推進するとともに、「香川県自転車安全利用に関する条例」（平成 30 年 4 月 1 日施行）に基づき、自転車の交通安全教育や点検整備、保険加入などに係る施策を推進し、自転車に関与する交通事故の未然防止と適切な事後対応を図る。
- ・ 今後も継続して、子どもの交通事故防止を図るため、チャイルドシート等の使用率向上に向けて関係機関・団体と連携した広報啓発活動の推進とともに、身近な交通安全情報の提供を推進する。
- ・ 高校生への自転車運転免許の交付を通して、交通ルールの順守や交通マナーの向上に向けた交通安全教育の徹底を図る。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・ 有害図書を販売している書店において、有害図書が青少年の目に触れないように成人図書コーナーを設け、一般の図書と明確に区分して販売しているかどうかについて立入調査を行い、リーフレットを活用して指導する。
- ・ 臨床心理士や大学教員等の心の専門家による親子カウンセリングを専門家の初期介入等の効果的な手法で実施することにより、非行少年等の個々の特性に応じた立ち直り支援を行う。
- ・ 少年警察ボランティアの協力を得て、個々の対象少年に応じた各種体験活動を実施し、立ち直りを支援する。
- ・ 小中学校における非行防止教室の全校実施及びかがわマナーアップリーダーズ活動を積極的に支援し、登録校や登録者の増加を図る。

- ・ 「香川県暴走族等の追放に関する条例」の効果的な運用を図るとともに、暴走族等に対する交通取締りを徹底することで、暴走行為を防止し、県民生活の安全と平穩の確保および少年の健全な育成を図る。
- ・ 子どもたちがスマートフォンやタブレットを使用する際、フィルタリングサービスをはじめとするペアレンタルコントロールを活用するなど、子どもたちのインターネットの適切な利用に向けた取組みを実施する。
- ・ SNS に起因する性被害防止のための広報啓発活動について、各種の調整を行い、体制強化を図る。
- ・ 学校におけるインターネット利用に関する指導の充実、犯罪に巻き込まれる事案やネット上のいじめなどのトラブルの未然防止・早期発見・早期対応、保護者への啓発活動のための指導者養成を図るなど、子どもたちのインターネットの適正な利用に向けた取組みを実施する。
- ・ 中学生の保護者向けに啓発冊子を作成し、インターネット利用に関する問題の基礎的な知識の理解を図るとともに、保護者の悩みを軽減し、家庭での利用について考える機会を提供する。

5 ネット・ゲーム依存対策の推進

- ・ ネット・ゲーム依存対策にあたっては、家庭や学校を含む社会全体で対応していく必要があることから、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や早期発見・早期治療のための相談支援、依存症となった場合の進行予防、再発予防のための適切な医療を提供できる人材の育成など総合的な対策に取り組む。
- ・ 「学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル」、「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」を活用するなど、関係団体等と連携を図りながら、家庭でのルールを守りやすい環境を作り出し、児童生徒のネット・ゲーム依存予防対策を推進する。
- ・ ネット・ゲーム依存症を治療できる医療提供体制の充実を図り、拠点となる医療機関を中心とした医療提供体制の構築に取り組む。

6 子育てに伴う経済的負担の軽減

- ・ 不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかるヘパリン療法を受ける患者に対し、治療に要する経費の一部を助成する。
- ・ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要な幼児教育の機会を子どもたちに保障するため、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園等の費用を無償化する。
- ・ 多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、保育所等入所児童のうち、第3子以降の就学前児に対する保育料等を減免する。
- ・ 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3歳未満の第2子および小学校就学前の第3子以降の児童の病児・病後児保育施設の利用料を無料化する。
- ・ 本県独自に実施している大学生等奨学金制度や、日本学生支援機構第一種奨学金の返還支援について、引き続き返還支援の充実やその他利用しやすい制度運用を行うことで、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、安心して子どもが育てられる環境づくりに努める。
- ・ I C T機器を年間授業計画に位置付けるなど、授業等で使用することを明らかにするとともに特別支援学校高等部の生徒が学用品として通常使用する I C T機器も特別支援教育就学奨励費の支給対象であることを保護者へ周知するよう努める。

第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	Ⅵ 児童虐待防止対策・社会的養育の充実
項目	1 児童虐待防止対策の充実 2 社会的養育の充実

I 令和2年度の取組み状況

1 児童虐待防止対策の充実

- ・ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のため、児童相談所の体制を強化するとともに、市町職員に対する虐待対応に関する専門的な研修を実施し、県内の相談体制の充実に努め、さらに子ども女性相談センターの地域連携支援室において、市町で対応している児童虐待事案への助言や同行訪問を行うなどの支援を行った。また、児童虐待防止医療ネットワーク事業を実施して、市町に限らず、関係機関との役割分担と連携のもと、適切なケアの実施に努めた。
- ・ 法的に高度な判断を要する児童虐待事案への対応力強化に向け、非常勤弁護士を増員配置した。
- ・ 児童福祉司等の専門性の向上に向け、虐待事案への介入的な関わりを強化するための研修を実施した。
- ・ 「医療的機能強化事業」を実施し、協力医療機関からの専門的技術的助言を得る体制を確保することにより、児童虐待事案への対応力強化を図った。

- 新** 一時保護を必要とする児童の受け皿を確保するため、「一時保護専用施設設置促進事業」を実施し、一時保護専用施設を設置する社会福祉法人に対し、運営費等に係る支援を行った。
- ・ 児童相談所への通告（1,186人）をはじめ関係機関と緊密な連携を図りつつ、児童の安全確保を最優先に迅速・的確かつ組織的な対応を徹底した。
- また、児童に対する具体的な支援について、児童相談所等の関係機関と連絡協議会や個別ケース検討会等で情報を共有し、被害抑止へ向けた積極的な対応を行った。

2 社会的養育の充実

- ・ 市町広報への掲載や、里親制度説明会、パネル展の開催による里親制度の啓発、里親に対する研修（養育里親基礎研修3回、養育里親認定前研修3回、養育里親更新研修2回）や里親養育支援児童福祉司による相談支援、里親相互の連絡や情報交換の場の提供を行った。また、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設、乳児院等で預かるレスパイトケアを実施した。

- 新** 児童相談所が中心となり児童養護施設等の里親支援機関と連携しながら、里親の確保、研修、子どもとのマッチング、里親養育支援等を包括的に行う「里親養育包括支援（フォスターリング）事業」を実施した。

- ・ 養育することが難しい“生みの親”と、養育することを望む“育ての親”とを結び、恒久的な親子関係を結ぶ特別養子縁組制度の普及啓発を実施した。
- ・ 児童養護施設等を退所する児童に対し、退所前から継続して情報提供、研修、個別の相談等を行う「児童養護施設退所児童等アフターケア事業」を実施し、児童等が就労、学業を継続しながら、安定した自立生活を送ることができるよう、支援を行った。

- 新** 就労した児童等への職場定着及び離職した児童等の再就職支援を実施した。

- ・ 児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者のうち、保護者等からの経

済的な支援が見込まれない者に対して「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」による自立支援資金（生活支援費、家賃支援費）の貸付を行い、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現することを支援した。

Ⅱ 施策の評価

数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6 年度	評価	担当課
家族再統合プログラム実施件数（累計）	74 件	H30	133	R2	380 件 (R2~6 年度)	A	子ども家庭課
養育里親登録数	57 世帯	H31.4	76 世帯	R2	87 世帯	A	子ども家庭課
里親等委託率	25.9%	H30	24.5%	R2	35.2%	A	子ども家庭課

課題・問題点

1 児童虐待防止対策の充実

- ・ 虐待対応件数は平成 30 年度には過去最高の 1,375 件となった。令和元年度は 7 年ぶりに減少に転じ、1,228 件となったものの、令和 2 年度は 1,264 件であり、近年は 1,000 件を超える高い水準で推移していることから、依然として深刻な状況にある。児童相談所及び市町の相談体制の充実に向けた支援を行うとともに、児童虐待の未然防止、早期発見等に一層取り組む必要がある。
- ・ 児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いことから、虐待情報の早期把握に資するネットワークの構築と児童の安全確認・安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応をとる必要がある。

2 社会的養育の充実

- ・ 児童養護施設と乳児院について、家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態としていくため、計画的な小規模化、地域分散化を推進する必要がある。
- ・ 里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発による養育里親の確保や、里親支援体制の充実を図る必要がある。また、児童福祉法改正により養子縁組に関する相談・支援についても都道府県の役割とされたことを踏まえ、制度の普及啓発、支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ 児童養護施設退所児童等の就学、就労等の状況を把握し、児童が安定した自立生活を送れるよう、支援体制の充実を図る必要がある。

今後の施策展開

1 児童虐待防止対策の充実

- ・ 相談・援助体制の充実に向け、引き続き児童相談所の体制強化を行うほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止・自立支援の観点に立ち、市町、医療機関等関係機関との連携強化を図るとともに、社会全体の児童虐待への認識をさらに高めるため、民間事業者等にも通報への協力を依頼し、子どもを見守り、支援していく体制を整えていく。

○新 児童虐待事案等の保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われているため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、保護者に対して心理的側面等からのケアを行うことにより、効果的な家族再統合を図ることを目的として「保護者指導・支援事業」を実施する。

- ・ 警察と関係機関との間における信頼関係をより一層深め、相互の業務の中で児童虐待の兆しを認めた際には、情報を共有し、子どもの保護・支援、保護者への指導・支援等の各段階において切れ目のない対応を積極的かつ連携して講じていく。

2 社会的養育の充実

- ・ 施設の小規模化・地域分散化を推進するため、施設の整備を推進する。
- ・ 里親等（里親・ファミリーホーム）への委託、養子縁組を推進するため、制度の普及啓発や、支援の充実に努める。
- ・ 児童相談所が中心となり児童養護施設等の里親支援機関と連携しながら、里親の確保、研修、子どもとのマッチング、里親養育支援等を包括的に行う「里親養育包括支援（フォスターリング）事業」を実施する。
- ・ 「児童養護施設退所児童等アフターケア事業」を継続し、児童養護施設等を退所する児童等に対し、退所前から就労、学業の継続等に必要な情報提供、研修、個別の相談等を行うことにより、安定した自立生活に向けての支援を行う。
- ・ 就労した児童等への職場定着及び離職した児童等の再就職支援を実施する。
- ・ 児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に対して「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」による自立支援資金（生活支援費、家賃支援費）の貸付を行い、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現することを支援するほか、「社会的養護自立支援事業」を実施し、必要に応じ、それまで生活していた施設等において引き続き居住させ、居住費や生活費に関する支援を行う。

○新 児童養護施設等職員の養育力向上のため、職員に対する研修の実施や施設等に対する専門アドバイザーの派遣を行うとともに、児童相談所とのさらなる連携強化を図る。

第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	VII 困難な環境にある子どもや家庭への支援
項目	1 ひとり親家庭等の自立支援の推進 2 子どもの貧困対策の推進 3 障害児施策の充実

I 令和2年度の取り組み状況

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・ ひとり親家庭学習支援員派遣事業により、ひとり家庭の子どもの学習の支援を行った。
- ・ ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、入学準備金・就職準備金の貸付を行い、ひとり親家庭の自立の促進を図った。
- ・ 住宅に困窮しているひとり親家庭等を、公営住宅へ優先的に入居できる登録入居制度の対象世帯としており、随時、登録申込を受け付け、希望住戸への優先的入居を認めている。

2 子どもの貧困対策の推進

- ・ 生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生等を対象に学習指導を行うとともに、中学生等及び高校生等を対象に高校進学等の進路選択その他の教育及び就労に関する相談対応や必要な情報の提供、助言等の支援を行った。
- ・ 大学等進学者（新規貸付者）97名を含む313名に奨学金を貸与するとともに、54名に対して、日本学生支援機構第一種奨学金返還支援対象者の認定を行った。
また、国の高等教育の無償化（授業料・入学金の減免）及び給付型奨学金の拡充に伴い、公金の有効活用の観点から、県奨学金の貸与額の一部を見直したうえで、県奨学金と日本学生支援機構第一種奨学金の併給を引き続き可能とし、学生生活へのより一層の支援を行えるよう制度の改正を行った。（再掲）
- ・ 「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」において、職に就いていない女性や高齢者、40歳以上で支援を必要とする方を対象に、常設の相談窓口での就職相談（800件）やキャリアカウンセリング（42件）、短期の職場実習（1件）等を実施した。
- ・ 「第2期香川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、庁内関係課等が連携して各施策を推進した。また、子どもの貧困対策推進に当たり、関係者間の協力関係の構築に向けて、「つなぎ」を実現できる人材（コーディネーター）を県に配置するとともに、貧困の状況にある子どもへの支援活動と支援に関心のある個人や企業、団体等を結びつけるマッチングの推進及び地域ネットワークの強化を図った。

3 障害児施策の充実

- ・ ホームページ「かがわ共助のひろば」などによりボランティア・NPO活動についての情報の収集・提供を行い、障害のある子どもたちを地域で支えるボランティアやNPOの活動を支援する。
- ・ 地域において通園できる療育の場として、放課後等デイサービスや児童発達支援といった障害児通所支援事業所の確保に努めるとともに、障害児又は発達の気になる子ども及びその保護者を対象に県内8施設において、障害児等療育支援事業を実施した。また、すべての障害児が福祉サービスを利用する際に、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員による障害児支援

利用計画の作成ができる体制の充実に努めたほか、発達障害児を含む発達の気になる子どもに対して、適切で効果的な指導や訓練ができる人材育成のために、障害児通所支援などの職員を対象とした研修を行った。医療的ケアを必要とする児童の支援について、保健、医療、福祉、その他各関連機関との連絡調整を行うための協議を行い、適切で効果的な支援を提供できる人材を育成するための研修を行った。

- ・ 発達障害を含めた気になる子どもの支援を行うため、専門研修等の実施により関係者の資質向上を図るとともに、拠点病院を中核とした関係機関の連携支援体制の構築を図った。

Ⅱ 施策の評価

数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6 年度	評価	担当課
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	H30	15 人	R2	6 人	A	障害福祉課

課題・問題点

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・ 雇用環境が厳しい状況にある中で、ひとり親世帯数が増加傾向にあることから、子どもの養育や進学、仕事や生活費などに不安を抱えているひとり親家庭に対し、生活の安定や自立を支援する必要がある。

2 子どもの貧困対策の推進

- ・ 子どもの学習・生活支援事業は生活困窮者自立支援法上、任意事業と位置付けられており、県内ではまだ実施していない市が残っている。
- ・ 子育てや教育に係る経済的負担の中でも高等教育への負担感は依然として強く、意欲や能力が高いにもかかわらず経済的な理由で大学等への進学を諦めることがないようにしなければならない。(再掲)
- ・ 保護者を安定した就労に導くためには、家庭の状況やニーズに寄り添ったきめ細かな就労支援を行うことが重要である。
- ・ 子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの貧困対策を推進する必要がある。

3 障害児施策の充実

- ・ 障害児通所支援事業所等の数の確保だけでなく、事業所の療育の質の向上が求められていることから、発達障害児を含む発達の気になる子どもについての基礎的な知識や支援方法等について、支援する職員向けの研修を行っている。また、障害児に対する相談支援は、子どもだけでなく、保護者や関係機関などへの適切な働きかけが必要であり、関わる相談支援専門員の質の向上を図ることが求められている。今後増加が予想される医療的ケア児については、総合的な相談支援体制の構築が急務であると考えている。

- ・ 発達障害を含めた気になる子どもは、健康診査等では早期に発見されにくいことがあるため、医療、教育、療育関係者の人材確保と連携体制の拡充を行い、早期発見・早期対応に努める必要がある。

今後の施策展開

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・ 高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」による高等職業訓練促進資金（入学準備金、就職準備金）の貸付を行い、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。
- ・ ひとり親家庭等が自立を図り、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談機能の充実、子育てや生活への支援、就業への支援、経済的支援に努める。
- ・ 公営住宅へ優先的に入居できる登録入居制度の対象世帯のうち、ひとり親家庭以外の家庭で制度の対象となっていた「就学前の子どもがいる世帯」を、令和2年度以降、「義務教育修了前の子どもがいる世帯」に範囲を広げて支援を行っていく。

2 子どもの貧困対策の推進

- ・ 今後も引き続き、子どもの学習・生活支援事業を適正に実施するとともに、機会を捉えて未実施市への働きかけに努める。
- ・ 本県独自に実施している大学生等奨学金制度や、日本学生支援機構第一種奨学金の返還支援について、引き続き返還支援の充実やその他利用しやすい制度運用を行うことで、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの貧困対策に資することができるよう努める。（再掲）
- ・ 「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」において、就職相談やキャリアカウンセリング、短期の職場実習など、本人のニーズに応じたきめ細かな就労支援を行い、保護者の就労状況の安定を図る。
- ・ 貧困の状況にある子どもへの支援活動が持続可能なものとなるよう、地域ネットワークの強化等に努める。

3 障害児施策の充実

- ・ 今後も引き続き、ホームページ「かがわ共助のひろば」などによりボランティア・NPO 活動についての情報の収集・提供を行い、障害のある子どもたちを地域で支えるボランティアやNPOの活動を支援していく。
- ・ 障害児通所支援事業所における療育の質の向上を図るため、発達障害児を含む発達の気になる子どもへの実践的な対応力向上のための研修の充実を図るほか、職員の研修への参加等の機会を提供する。また、県自立支援協議会及び市町が設置する自立支援協議会並びに香川県相談支援専門員協会と連携して、研修や事例検討会の開催、各圏域へのアドバイザーの派遣などを通じて、障害児の支援に関わる相談支援専門員の質の向上に努める。医療的ケア児等支援センターを設置して、医療的ケア児及びその家族や支援者などからの相談に応じ、必要な助言指導を行うとともに、ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援者等を養成するなど総合的な支援体制の構築を目指す。
- ・ 発達障害を含めた気になる子どもを支援するために、関係者の資質向上に努め、関係機関の連携体制の拡充を図る。

第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	Ⅷ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上
項目	1 子ども・子育て支援を担う人材の確保 2 従事者の資質向上

I 令和2年度の実施状況

1 子ども・子育て支援を担う人材の確保

- ・ 保育所等利用待機児童解消のためには、保育士人材の確保が重要であることから、保育士人材バンク等を通じた就職支援や、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や就職準備金の貸付けなどによる潜在保育士の復職支援、県出身の保育学生に対する「保育士修学資金」の貸付けなどによる資格取得者の増加に取り組んだほか、将来の保育士人材の確保を図るため、中高生に保育の魅力を伝える「出前授業」や、「保育体験バスツアー」を実施し、保育士人材の確保を図った。（再掲）

新 県内保育士養成校に対して、幼稚園教諭が保育士資格を取得するための講座の開設を支援し、幼稚園教諭の保育士資格取得を促進した。（再掲）

- ・ 保育士の職場環境の改善として、遊具の消毒や清掃などを担い保育士の業務の支援を行う「保育士支援員」を配置する民間保育所等への支援事業を各市町と連携して実施するほか、保育士の育児休業の取得や外部研修の参加等により代替職員を必要とする場合に、民間派遣会社を活用して代替保育士を派遣する取組みを実施した。（再掲）
- ・ 子育て支援員研修や放課後児童支援員研修を実施し、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保に努めた。

新 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保育士等への負担が増加しているとともに、感染拡大への不安も高まっていることから、新たに、保育士等が感染症対策等について相談できる窓口の設置や看護師などの専門家を派遣する取組み等を実施する市町を支援した。（再掲）

2 従事者の資質向上

- ・ 幼児教育の充実等を図るため新規採用教員などの従事者の研修を実施するとともに、幼児教育スーパーバイザー等を派遣して指導・助言を行うなど、就学前教育全体の質の向上を図った。（再掲）
- ・ 保育施設の施設監査等を通じて、適正な保育環境を確保できるよう指導・助言を行うとともに、保育現場におけるリーダー的職員を対象としたキャリアアップ研修（1分野15時間、全8分野）、職位や経験年数に応じた階層別研修、専門分野別研修（障害児研修、虐待対応研修等）等を実施した。（再掲）
- ・ 特別な支援を必要とする子どもに対する放課後児童支援員の対応能力を向上させるため、専門家による支援を行った。

Ⅱ 施策の評価

数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6 年度	評価	担当課
保育士人材バンクを通じて 復職した保育士数（累計）	327 人	H25.8～ R1.7	52 人	R2	290 人 (R2～6 年度)	B	子ども家庭課

課題・問題点

1 子ども・子育て支援を担う人材の確保

- ・ 本県では、保育士の有効求人倍率が1倍を超える状態が続いており、保育士や幼稚園教諭等の専門性を有する人材の確保が困難になっている。
- ・ 保育施設や放課後児童クラブにおける待機児童の発生は、保育士や放課後児童支援員等の人材不足により受け入れ体制に制約が生じることが主な原因であり、教育・保育等の量の見込みに対する提供体制を確保し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援を提供できるよう、教育・保育等を担う人材の確保と資質の向上が重要である。

2 従事者の資質向上

- ・ 質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保育士、幼稚園教諭、保育教諭など子どもの育ちを支援する者の専門性や経験がきわめて重要である。

今後の施策展開

1 子ども・子育て支援を担う人材の確保

- ・ 保育士人材バンクによる潜在保育士等の就職・復職支援、保育学生への支援による保育士資格取得者の増加、中高校生等を対象とした保育士の魅力を伝える取組み、保育士の業務の支援を行う「保育士支援員」を配置への支援など保育士の職場環境の改善による離職防止対策などを、市町と連携を図りながら積極的に実施する。
- 保育現場の様々な課題に対応し、現任保育士等の離職防止を図るため、臨床心理士や社会保険労務士、感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、保育士等が抱える不安や悩みの相談を受け、助言等できる制度を創設し、保育士等が長く働くことができる職場の環境づくりを支援していく。（再掲）
- ・ 子育て支援員研修や放課後児童支援員研修を実施し、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保に努めるとともに、資質の向上を図る。

2 従事者の資質向上

- ・ 新規採用教員などの従事者の研修を実施するとともに、幼児教育スーパーバイザー等を派遣し、「香川県就学前教育振興指針」の趣旨に沿った指導・助言を行うことで、就学前教育全体の質の向上を図る。（再掲）
- ・ 保育施設の施設監査等を通じて、適正な保育環境を確保できるよう指導・助言を行うとともに、保育現場におけるリーダー的職員を対象としたキャリアアップ研修（1分野15時間、全8分野）、職位や経験年数に応じた階層別研修、専門分野別研修（障害児研修、虐待対応研修等）等を実施していく。（再掲）

香川県における就学前の教育・保育等の現状について

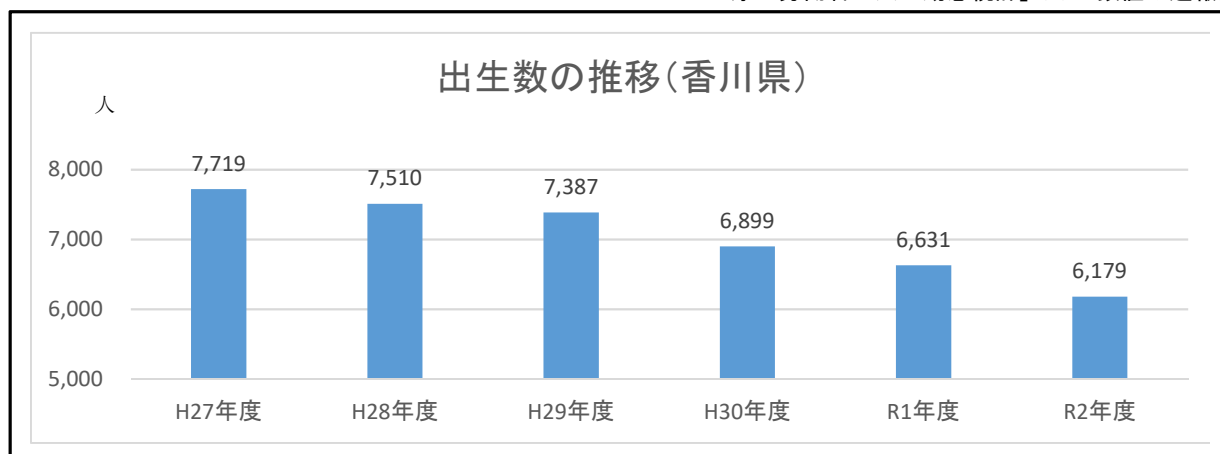
1 香川県の人口動態と施設利用状況

(1) 出生数の推移 (香川県)

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
出生数	7,719	7,510	7,387	6,899	6,631	6,179
増 減	△ 26	△ 209	△ 123	△ 488	△ 268	△ 452
合計特殊出生率	1.63	1.64	1.65	1.61	1.59	1.51

厚生労働省「人口動態統計」※R2 数値は速報値



(2) 就学前児童数と施設利用状況 (香川県)

(単位：人)

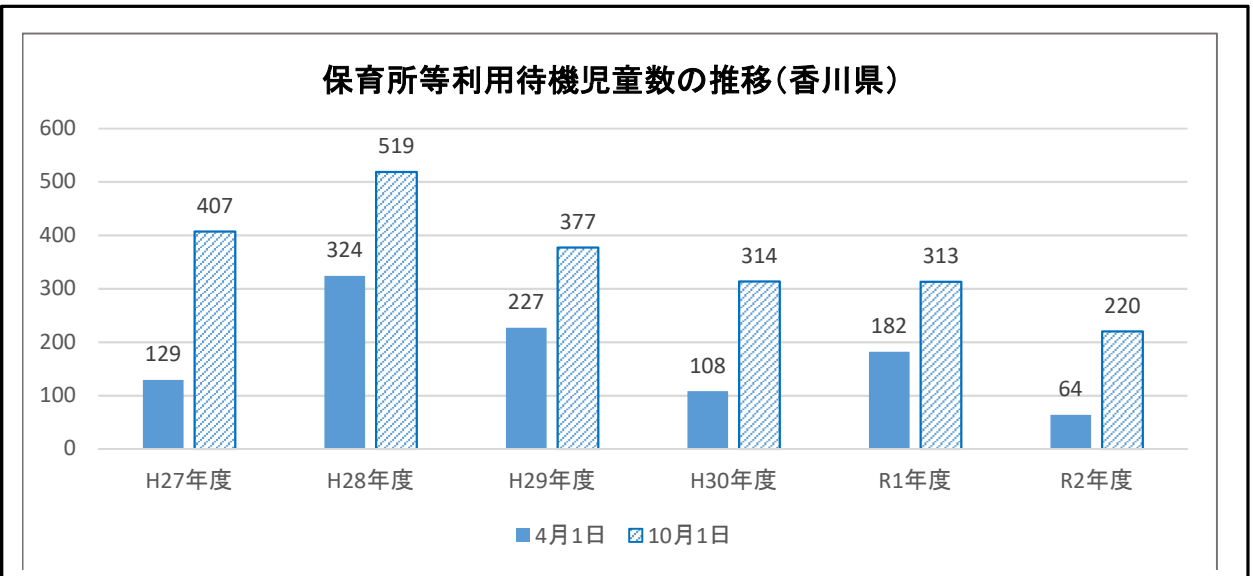
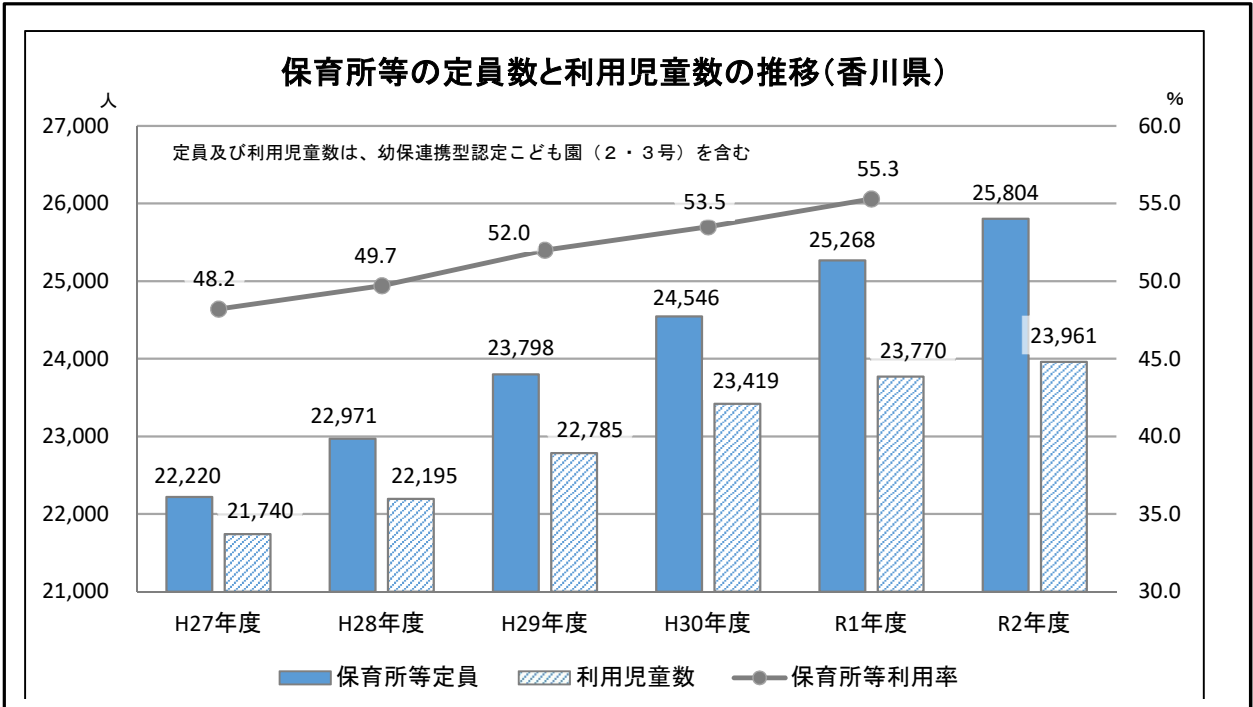
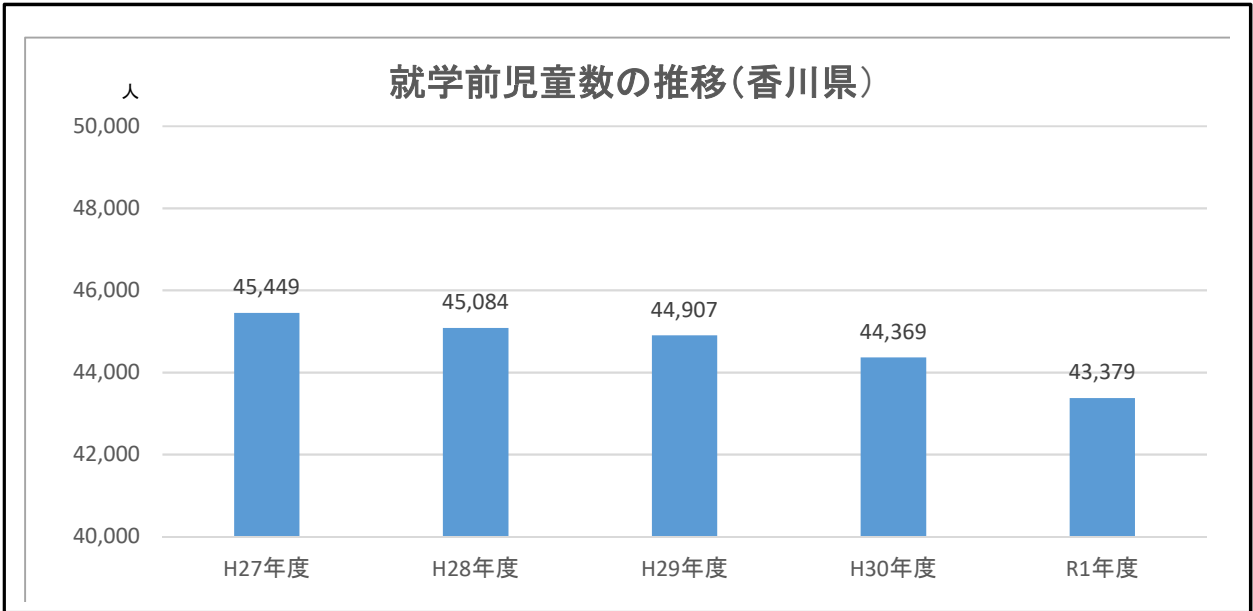
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
就学前児童数	45,449	45,084	44,907	44,369	43,379	—
0～2歳	21,911	21,924	22,187	22,265	21,358	—
3～5歳	23,538	23,160	22,720	22,104	22,021	—
施設利用児童数	35,053	34,855	34,713	34,482	33,752	33,234
保育所等	20,675	20,459	20,027	19,375	17,742	16,046
幼稚園	13,157	12,451	11,348	10,759	9,744	9,188
幼保連携型認定こども園	1,221	1,945	3,338	4,348	6,266	8,000
施設利用率	77.1%	77.3%	77.3%	77.7%	77.8%	—
うち保育所等	48.2%	49.7%	52.0%	53.5%	55.3%	—
うち幼稚園	28.9%	27.6%	25.3%	24.2%	22.5%	—
保育所等利用 待機児童数	4月	129	324	227	108	64
	10月	407	519	377	314	220

※就学前児童数は、0～5歳児（「香川県人口移動調査」（各年10月1日現在））。なお、平成27年度は国勢調査結果に基づく年齢別人口による。令和2年度の国勢調査結果は令和4年3月公表予定である。

※施設利用児童数（保育所等）：「保育所等利用待機児童数調査」（各年10月1日現在）における保育所、保育所型認定こども園及び地域型保育事業の利用児童数。

※施設利用児童数（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）：「香川県学校基本調査報告書」（各年5月1日現在）における幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）及び幼保連携型認定こども園の園児数。

※幼保連携型認定こども園は、平成27年度から単一の施設とされたため、区別して整理。



2 認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の施設数の推移（香川県）

（幼稚園は各年度 5 月 1 日、その他は各年度 4 月 1 日時点）

（単位：施設）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
認可保育所	195	190	187	181	163	154	144
幼稚園	158	154	148	143	128	120	115
幼保連携型 認定こども園	10	16	24	32	51	65	76
計	363	360	360	356	342	339	335

※分園は本園に含んで計上。

※幼保連携型認定こども園は、平成 27 年度から単一の施設とされたため、区別して整理。

認定こども園数の推移（香川県）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
認定こども園	13	23	33	46	67	86	97
幼保連携型	10	16	24	32	51	65	76
幼稚園型	1	5	7	11	11	13	5
保育所型	1	1	1	1	2	5	13
地方裁量型	1	1	1	2	3	3	3

参考 幼児教育・保育の無償化について

(1) 経緯

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるために実施する「幼児教育・保育の無償化」は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点等から取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」(H29 年 12 月 8 日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(H30 年 6 月 15 日閣議決定)において方針が示され、消費税率引き上げ時の令和元年 10 月 1 日から実施。

(2) 対象者及び対象施設

- 幼稚園**(子ども子育て支援新制度に移行した幼稚園)、**保育所**、**認定こども園**、**地域型保育事業**、**企業主導型保育事業**を利用する 3 歳から 5 歳の全ての児童
(※0 歳から 2 歳の児童については、住民税非課税世帯を対象として無償化)
 - 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園**は、同制度における利用者負担額を上限(月額 2.57 万円【①】)として無償化
(※幼稚園での預かり保育は、保育の必要性があると認定を受けた場合には、最大月 1.13 万円【②】までの範囲で無償化(①+②=3.7 万円 → 認可保育所における保育料の全国平均))
 - 認可外保育施設等**は、保育の必要性があると認定された 3 歳から 5 歳の児童を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額(月額 3.7 万円)までの利用料を無償化
(※認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業等を含む。)
(※0 歳から 2 歳の児童については、住民税非課税世帯を対象として無償化)
 - ・無償化の対象となる認可外保育施設については、子ども・子育て支援法にて「届出がなされたもののうち、内閣府令で定める基準(現行の指導監督基準と同内容の予定)を満たすもの」と規定。基準を満たさない施設が基準を満たすために 5 年間の猶予期間を設ける一方、市町村が条例により、対象施設の範囲を定めることが可能。
 - これまで保育料の一部として保護者が負担していた 3 歳から 5 歳までの子供にかかる副食費については、施設による実費徴収を基本とする。
あわせて、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収 360 万円未満相当の世帯まで拡充。
- ※本県では、子育てに伴う経済的負担を軽減するため、国制度の対象外となる多子世帯を地方単独事業として支援している(3 歳未満児：保育料、3 歳以上児：副食費)。

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について

1 就学前の教育・保育の量の見込みと確保方策（香川県）

		令和2年度(計画値)					令和2年度(実績値)				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		7,818	2,028	13,161	2,168	9,029	7,381	2,105	13,145	1,722	8,725
②確保の内容	特定教育・保育施設	12,613		13,795	2,551	8,793	12,569		13,787	2,574	8,660
	特定地域型保育事業			0	143	332			0	143	328
	確認を受けない幼稚園	3,223					3,223				
	保育機能施設			135	110	295			116	113	306
	特定子ども・子育て支援施設等	1,502		0	10	0	1,008		0	1	0
	計	17,338		13,930	2,814	9,420	16,800		13,903	2,831	9,294
確保状況(②-①)		7,492		769	646	391	7,314		758	1,109	569

2 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況（香川県）

ア 利用者支援事業

子育て家庭がニーズに合わせて、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、子育て家庭に身近な場所において情報の提供や相談・援助などを行う事業。

【基本型・特定型】	令和元年度実績	令和2年度実績	令和2年度計画値
実施市町数	11	11	12
実施か所数	14	14	15
【母子保健型】	令和元年度実績	令和2年度実績	令和2年度計画値
実施市町数	11	13	14
実施か所数	17	19	20

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和2年度計画値
実施市町数	16	17	17
実施か所数	98	99	99

ウ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。全17市町で実施しており、妊婦健康診査の受診率の向上、未受診者の把握とその対応に努めます。

エ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。全17市町で実施しており、訪問従事者の質の向上に努めます。

オ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する養育支援訪問事業については、全17市町で実施しています。

また、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に向け、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員である関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを促進します。

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急時や恒常的な残業などで、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる事業。14市町からの委託を受けて、7か所の児童養護施設等で実施しており、未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

キ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が地域において相互に援助する活動を支援する事業。

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和2年度計画値
実施市町数	10	10	10

ク 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病、出産、介護、冠婚葬祭などの理由、保護者の育児疲れ解消や地域社会活動、余暇活動の参加のために、一時的に保育が必要となる子どもを預かる事業。

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和2年度計画値
実施市町数	16	16	16
実施か所数	180	189	188

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日や時間に、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和2年度計画値
実施市町数	14	15	15
実施か所数	171	179	175

コ 病児・病後児保育事業

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和2年度計画値
実施か所数	21	21	21

サ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の居場所となる事業。

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和2年度計画値
実施市町数	15	15	15
クラブ数	282	293	290

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。市町の実施状況に応じて支援を行います。

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。市町の実施状況に応じて支援を行います。

3 放課後児童クラブの登録児童数の推移（香川県）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
登録児童数	9,282	9,352	10,157	10,948	11,453	11,368

